

川崎市退職職員に係る消防局非常勤嘱託員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市消防局における事務事業の円滑な運営を確保するため、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員(以下「非常勤嘱託員」という。)の職、任用及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 非常勤嘱託員とは、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)の適用を受ける職員(以下「正規職員」という。)で、平成3年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者(川崎市消防局非常勤嘱託員設置要綱(平成元年6月14日付け、1川消人第420号)の適用を受ける者を除く。)のうち、非常勤の職の職員として第4条第1項に定める職に任用されている者をいう。

(職名)

第3条 消防局長は、特に必要と認める場合には、非常勤嘱託員について職務上必要な呼称を定めることができる。

(職及び任用数)

第4条 非常勤嘱託員の職は、消防局長が指定する職とする。

2 非常勤嘱託員の任用数は、消防局長が別に定める。

(任用)

第5条 非常勤嘱託員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考の上、消防局長が任命する。

- (1) 正規職員を退職する前の勤務成績が良好であること。
- (2) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (3) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(任用期間)

第6条 非常勤嘱託員の任用は、原則として5月1日からとし、その期間は1年以

内とする。

2 次の要件を備えている非常勤嘱託員について、その任用を4回に限り、更新することができる。ただし、満65歳に達した日以後における更新はできない。

(1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。

(2) 前条第2号及び第3号に該当すること。

3 消防局長が特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した非常勤嘱託員の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第7条 非常勤嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(解職)

第8条 非常勤嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、消防局長は、その職を解くことができる。

(1) 非常勤嘱託員が退職を願い出た場合

(2) 勤務成績が良好でない場合

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(服務)

第9条 非常勤嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 非常勤嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

3 非常勤嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は非常勤嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 非常勤嘱託員は、上司の許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、非常勤嘱託員の服務については正規職員の例による。

(勤務日、勤務時間等)

第10条 非常勤嘱託員の勤務日は、原則として、1週間について5日以内とし、勤務時間は、1日について休憩時間を除き7時間45分以内、1週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、その割振りは別に定める。

2 非常勤嘱託員の休憩時間は、正規の勤務時間が6時間を超える場合においては、所定の勤務時間の途中に原則として1時間置くものとし、その割振りは別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職の非常勤嘱託員の勤務日、勤務時間及びその割振り並びに休憩時間については、別に定める。

(休日)

第11条 休日は1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えるものとし、当該休日は別に定める。

(休日の振替)

第11条の2 所属長は、非常勤嘱託員に休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第11条の3 所属長は、非常勤嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、非常勤嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 非常勤嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与する。ただし、任用期間が1年に満たないときは、任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与する。

2 第6条第2項及び第3項の規定に基づき、任用が更新された場合において、更新前(直近1年に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった年次有給休暇については、更新後1年に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 非常勤嘱託員に対して、次の事項に該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による嘱託員の現住居の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 非常勤嘱託員の結婚
- (7) 忌引
- (8) 骨髄又は末梢^{しょう}血幹細胞の提供
- (9) 夏季における健康保持
- (10) 負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)
- (11) 非常勤嘱託員の出産
- (12) 女性非常勤嘱託員の生理

(13) 非常勤嘱託員の育児

(14) 子の看護

(15) 短期の介護

(16) 非常勤嘱託員の介護

(17) 非常勤嘱託員の介護時間

(18) 妊産婦である女性非常勤嘱託員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受け
る場合

(19) 妊娠中の女性非常勤嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母
体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(20) 妊娠中の女性非常勤嘱託員が、当該女性非常勤嘱託員の業務が母体又は胎
児の健康保持に影響があると認められる場合

2 前項第1号から第10号までの特別休暇は、有給とする。

3 第1項第11号から第20号までの特別休暇は、無給とする。

4 第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号及び第11号から第13号まで
の特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、同項第12号の特別休暇
の期間については、女性非常勤嘱託員が請求した期間とする。

5 第1項第18号から第20号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専
念する義務の免除の例による。

6 第1項第6号の特別休暇は、非常勤嘱託員が結婚する場合で、結婚式、旅行そ
の他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると
認められるとき、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日ま
での期間内における連続する5日の範囲内の期間で付与することができるもの
とする。

7 第1項第9号の特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において次の日
数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月任用	9月任用
5日以上	5日	3日	2日
4日	4日	3日	2日
3日	3日	2日	1日

- 8 第1項第10号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

- 9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

- (1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が1人の場合

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	4日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	5日

3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	4日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

10 第1項第15号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	4日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	3日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(2) 要介護者が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

1 1 第1項第16号の特別休暇は、要介護者の介護をする非常勤嘱託員であって、当該介護をするため、当該要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことを申し出る時点において次のいずれにも該当するものに対して、指定期間内において必要と認められる期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

- (1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (2) 要介護者各々に係る一の要介護期間において初めてこの号の休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの（当該日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）
- (3) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤嘱託員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤嘱託員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

1 2 第1項第17号の特別休暇は、要介護者の介護をする非常勤嘱託員であって、

当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことの承認を初めて請求する時点において次のいずれにも該当するものに対して、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(2) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤嘱託員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤嘱託員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

13 前12項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

14 前項の特別休暇の取扱いは、消防局長が別に定める。

(育児休業)

第14条 非常勤嘱託員は、消防局長の承認を受けて、当該非常勤嘱託員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

(部分休業)

第15条 消防局長は、非常勤嘱託員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該非常勤嘱託員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業

等に関する条例における非常勤職員の例による。

(報酬)

第16条 非常勤嘱託員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 1週間当たりの勤務時間が29時間である非常勤嘱託員の第1種報酬は、月額170,000円とする。ただし、この報酬額によりがたい場合は、消防局長が別に定める。

3 第2種報酬の額は、非常勤嘱託員の通勤の事情等に応じ消防局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第3種報酬の額は、次条に定めるところによる。

5 第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、消防局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(時間外勤務に対する第3種報酬)

第16条の2 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた非常勤嘱託員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に正規の勤務時間以外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に対する第3種報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125（正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、7時間45分に達するまでの間の勤務は、100分の100）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項に規定するもののほか、第11条の2の規定により、あらかじめ第10条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間と割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間とを合計した1週間における勤務時間が38時間45分を超えた非常勤嘱託員には、その38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務に対する第3種報酬として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間（正規の勤務時間が割り振られら日においては、正規の勤務時間との合計が1日において7時間45分を超えてした勤務の時間に限る。）と第11条の2の規定により、割振り変更前の勤務時間と割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（割振り変更前の勤務時間との合計が1週間において38時間45分を超えてした勤務の時間に限る。以下この項において同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた非常勤嘱託員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間に対して勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの第1種報酬額に100分の150（その勤務時間が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を、第12条の2の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間に対して勤務1時間につき、第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額に100分の50を乗じて得た額を時間外勤務に対する第3種報酬として支給する。

（第3種報酬の勤務時間数）

第16条の3 第3種報酬の基礎となる勤務時間数は、支給割合を異にする部分ご

とに各別に計算したその月の時間外勤務の時間数によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(月の中途における採用又は退職の場合の第1種報酬)

第17条 非常勤嘱託員が月の中途において採用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から採用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を第16条第2項に定める第1種報酬月額から減額する。

2 非常勤嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を第16条第2項に定める第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 非常勤嘱託員が勤務を要する日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条で定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 非常勤嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第16条第2項に定める第1種報酬額に1.2を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に5.2を乗じて得た数で除して得た額とする。この場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第20条 非常勤嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表に規定する4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第21条 非常勤嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(社会保険等)

第22条 非常勤嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定めるところによる。

(健康診断)

第23条 非常勤嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(委任)

第24条 この要綱の実施について必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第2項の規定の適用については、同項中「4回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	2回
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	3回

3 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第2項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日以前の第14条第1項第15号の休暇（以下「改正前休暇」という。）を使用したことがある非常勤嘱託員の当該改正前休暇と要介護者を同じくする改正要領による改正後の同号の休暇に係る指定期間については、2回（施行日が当該改正前休暇に係る改正要領による改正前の同号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、施行日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回）を超えず、93日から、施行日前において当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて改正前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日
4日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	5日	6日	6日	8日	9日

2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日
1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日

別表第 2（第 1 2 条関係）

1 週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
5 日以上	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	10 日
4 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	7 日
3 日	—	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	5 日
2 日	—	—	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
1 日	—	—	—	—	—	1 日	1 日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第 1 に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。